

今後の市の主な方策について（新規・拡充分）

1. 交通安全関係

- ① 高齢者が被害者や加害者になるケースが増加していることから、高齢者の事故防止対策の強化を図るため、室蘭警察署などと連携し、事故防止啓発の講習会や講座の開催を増やし、高齢者の意識高揚を図る。
- ② 幼児や児童向けの交通安全教室に合わせ、保護者に対して交通安全啓発の周知文の配布を実施し、家庭における交通安全教育を推進する。

2. 防犯・暴力追放関係

- ① 不審者から子どもを守るためのパトロール隊の新たな団体の結成に向け、未結成地区連に対し働きかけを行い、さらなる子どもの安全を推進する。
- ② オレオレ詐欺を含む特殊詐欺の被害が多いことから、被害防止対策の強化を図るため、室蘭警察署などと連携し、被害防止を啓発するための講習会や講座の開催を増やし、意識高揚を図る。
- ③ 市民の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、制定された室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例を市民や事業者などへ普及を目指し、関係団体などと連携して広報や啓発などを実施する。

3. 防災関係

- ① 平成 26 年度から消防指令システムの高機能化と消防救急無線のデジタル化により、現場への到着する時間の短縮と業務の効率化を図るため、通信指令室の指令台の更新と出動車両運用管理装置（AVM）とよばれるシステムを搭載する等の整備を実施する。

平成 26 年度から平成 27 年度の 2 ケ年整備

（これまでの市の主な取組の実績 3. 防災関係 ① 再掲）

【参考】

・平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法で避難所を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の 2 種類に区分されたことから、平成 27 年 3 月までに市内の避難所を見直し、4 月から避難所標識の架け替えなどを行う予定である。

4. 消費者関係

- ① 新たな悪質商法や消費者被害の防止に向け、室蘭市消費者被害防止ネットワークの加盟団体のさらなる増加を目指す。
- ② 消費者教育の普及啓発を積極的に実施して、若年層からの消費者被害の未然防止を目指す。

5. 高齢者関係

- ① 平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 6 期室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する。(平成 27 年 3 月策定予定)
 - ・高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）は介護保険事業を含む高齢福祉事業の総合的な計画であり、すべての高齢者を対象とする。
 - ・介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関する計画であり、対象となる要援護高齢者数や給付対象サービスの事業量・事業費を示すとともに、介護保険事業を円滑に推進していくための施策を体系的に示す。